

2/9(日)

東京都知事選挙

あなたの貴重な一票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。
 選挙管理委員会事務局 ☎内線3033

投票時間 午前7時～午後8時

三鷹市で投票できる方

平成6年2月10日までに生まれた方で、25年10月22日以前に市に転入届を出し、引き続き3カ月以上市内に住所を有する日本国民。

最近、転居・転入・転出した方は、下表でご確認ください。

以前から三鷹市に住所を有し、市内で転居した方	26年 1月14日以前に転居届出	転居後の投票所で投票してください
	26年 1月15日以降に転居届出	転居前の投票所で投票してください
東京都外から三鷹市に転入した方	25年10月22日以前に転入届出	三鷹市の投票所で投票してください
	25年10月23日以降に転入届出	投票できません
東京都内から三鷹市に転入した方	25年10月22日以前に転入届出	三鷹市の投票所で投票してください
	25年10月23日以降に転入届出	前住所地で投票できる場合があるので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。投票できる場合は「引き続き都内に住所を有することを証明する文書」(三鷹市が発行する選挙用住民票など)が必要です(※1)
三鷹市の選挙人名簿に登録されている方で東京都内へ転出した方	都内の市区町村間の住所移転が1回の場合は、「引き続き都内に住所を有することを証明する文書」(新住所地で発行する選挙用住民票など)を提示したうえで、三鷹市の投票所で投票できます。ただし新住所地の選挙人名簿に登録された場合は、三鷹市では投票できません(※1)(※2)	
三鷹市の選挙人名簿に登録されている方で東京都外へ転出した方		投票できません(※3)

(※1) 都内の市区町村間の住所移転は1回に限られ、2回以上移転した場合は投票できません。
 (※2) 転出する前であれば三鷹市の期日前投票所で投票できます。この場合、「引き続き都内に住所を有することを証明する文書」は不要です。
 (※3) 転出する前であれば三鷹市の期日前投票所で投票できます。

投票の方法

- ①受付・名簿対照係に投票所入場整理券をお出しください。選挙人名簿と照合します。
- ②投票用紙交付係が投票用紙をお渡しします。
- ③投票記載台で投票用紙に候補者1人の氏名を記入してください。
- ④投票用紙を投票箱に入れてください。

◆このような投票は無効になります

- 2人以上の候補者名を書いた投票
- 候補者の氏名のほか、それ以外のことを書いた投票
- 候補者の氏名を自書しない投票(ゴム印などを用いて記載した投票)
- どの候補者に投票したか確認できない投票

あなたの投票所を確認しましょう

投票日当日は指定された投票所以外では投票できません。投票所入場整理券に記載された投票所を確認してください。

代理投票・点字投票

心身の状態などにより、自ら投票用紙に書くことができない方は「代理投票」が、目が不自由な方は「点字投票」が利用できますので、投票所の係員に申し出てください。

◆車いす・老眼鏡を利用できます

投票所には、車いすや老眼鏡を用意しています。必要な方は投票所の係員に申し出てください。

開票

2月9日(日)午後9時から、第一体育館(市民センター内)で開票を行います。投票資格のある方は自由に参観できます(当日会場で受け付け)。

投・開票速報をお知らせします

投票日当日は、市ホームページで投票速報をお知らせします。トップページ「重要なお知らせ」からご覧ください。

2月9日(日)午前9時ごろから
 ※開票速報は、東京都選挙管理委員会ホームページ [HP](http://www.h26tochijisen.metro.tokyo.jp/) <http://www.h26tochijisen.metro.tokyo.jp/> をご覧ください。

期日前投票をご利用ください

投票日に仕事やレジャーなどで投票所へ行くことができない見込みの方は、期日前投票を行うことができます。投票の際には、投票所入場整理券裏面の宣誓書を記入してお持ちください。投票日前日は大変混みあいますので、投票は早めに済ませてください。

◆第一期日前投票所

場所 市役所第三庁舎(野崎1-1-1)
 期間 2月8日(土)までの午前8時30分～午後8時

◆第二期日前投票所(駐車場はありません)

場所 消費者活動センター3階(下連雀3-22-7)
 期間 2月2日(日)～8日(土)午前8時30分～午後8時



不在者投票

不在者投票指定施設に指定されている病院などに入院・入所している方や、滞在先・転出先から投票したい場合は不在者投票をご利用ください。あらかじめ投票用紙などの請求が必要のため、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

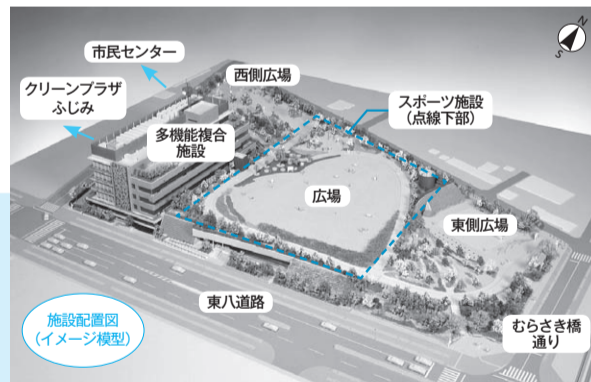


昨年10月に建設工事に着手した新施設には、地下2階から地上1階にスポーツ施設を整備します。前号から引き続き同施設の内容紹介として、今号では武道場と小体育室を紹介します。

問 都市再生推進本部事務局 ☎内線2052

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツ施設を整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。

事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。



※スポーツ施設部分の範囲を示す点線はおおよそのものです。

スポーツ施設の地下2階の北側には、武道場と小体育室を配置します。現在、主に柔道や剣道、空手道、卓球、体操などの競技に利用されている第二体育館の競技場と比較すると、新施設の武道場は面積・競技空間ともに約2倍の大きさで、卓球やヨガ、体操などの利用も想定されている小体育室と合わせると面積は約2.6倍の大きさになります。

※新施設における施設名称は全て仮称です。

第二体育館
競技場

第二体育館 外観

競技場

【面積】約526㎡
 【競技空間※】
 柔道2面、剣道2面、
 卓球6台

※各競技で全面利用した場合、最大限確保できる競技面数です。

新施設
スポーツ施設

地下2階平面図

障がい者更衣室
 更衣室
 エレベーター
 階段
 サブアリーナ
 メインアリーナ

武道場

【面積】約1,077㎡
 【競技空間】
 柔道2面、剣道2面

武道場イメージ

小体育室

【面積】約284㎡
 【競技空間】卓球4台